

「大阪府水道基盤強化計画（案）」に対する府民意見等の募集結果

【募集期間】

令和5年2月6日（月曜日）14時から令和5年3月7日（火曜日）24時まで

【募集方法】

電子申請、郵送、ファクシミリ

【募集結果】

「大阪府水道基盤強化計画（案）」に対するご意見等を募集した結果、1団体から2件のご意見・ご提言をいただきました。寄せられたご意見等と、これに対する大阪府の考え方は次のとおりです。

No.	いただいたご意見・ご提言	ご意見等に対する考え方
1	<p>○「村野一極集中」と「大阪市の浄水の南大阪への送水」について</p> <p>大阪府の水道が抱える大きな問題は「村野一極集中」です。つまり企業団の3つの送水エリア（北大阪・東大阪・南大阪）の内、特に大和川以南の南大阪地域が村野浄水場からの送水に極端に大きく依存していることですが、しかしこの問題は企業団単独で解決するには余りにも大き過ぎ、大阪市の協力が不可欠です。</p> <p>この点で私達が今回の「大阪府水道基盤強化計画」に期待したのは、「大阪市の浄水の南大阪への送水」です。それは大阪府（あり方協議会）が2020年3月に発表した「検討報告書」にこれが記載されていたからであり、そこには”大阪市施設から企業団施設への連絡管等を追加整備”との記述（p.42）や、大阪市の”異配水場～枚岡ポンプ場下流部に口径1500mmの管路を新設”との記述（p.70）がありましたし、私達の質問に対する府の回答で、その計画送水量が日量25万～28万m<sup>3</sup>であることも明らかになったからです。</p> <p>この方法であれば、村野浄水場のダウンサイジングが可能であるばかりか、送水管路についても、国道170号線沿いに走る従来の（4拡・5拡・6拡）南部幹線とは距離的に離れた西寄りルートとなるため地震対策としても効果的で、これにより「村野一極集中」問題が一挙に解決されるからです。</p> <p>にも拘わらず、今回示された「大阪府水道基盤強化計画（案）」では上記の記述が全て抹消されています。何故なのでしょう？</p> <p>「村野一極集中」が解消されない計画は、大阪府の”水道基盤強化計画”の名に値いしません。私達は迫り来る南海トラフ地震に備えるには、今回の計画（案）の早期の見直しが必要と考えますが、大阪府の見解をお示し下さい。</p>	<p>「府域一水道に向けた水道のあり方に関する検討報告書（以下「報告書」という。）」における「淀川系浄水場の最適配置の検討」については、経済性・危機管理を両立できるよう、各浄水場の施設能力の組合せを検討し、設定モデルにより、報告書策定時点の計画で事業を継続した場合の更新事業費からの削減額を試算したものと なります。</p> <p>報告書の中では、今後の主な検討事項として、「検討結果の精査（水運用上の制約がないか等の検証）及び課題の整理」、「浄水場・管路等の更新内容や更新スケジュール」、「最適配置によるメリットの公平な配分方法や認可に関する課題の解決策」を示しており、その後更なる検討を行いました。</p> <p>3大浄水場（柴島・庭窪・村野）の施設能力は、報告書の基本的な考え方を踏襲して平準化の方向性とし、本計画期間における当面の施設整備については、現時点の水需要予測結果や既存連絡施設の活用により、新たな施設整備を抑えることとしたものです。</p> <p>なお、淀川系浄水場の最適配置への取組に当たっては、将来の水需要及び淀川系浄水場以外の浄水場の動向を見定めて、関係者間で協議調整を図りながら、その時々 の状況に応じた整備水準の再設定や整備計画の見直しを行うなど、柔軟に対応していくこととしています。</p>

No.	いただいたご意見・ご提言	ご意見等に対する考え方
2	<p>○「大阪市の浄水の南大阪への送水」についての府民や議会への説明の欠如について</p> <p>「大阪市の浄水の南大阪への送水」につきましては、大阪府が2020年3月に発表した「検討報告書」に記載されていたにも拘わらず、翌2021年2月に大阪府が開催した「ウェブセミナー」ではこれについての言及が無く、今回の「大阪府水道基盤強化計画（案）」においても何の説明もないまま抹消されています。</p> <p>そればかりか、府議会においてもこの件についての府からの説明は皆無に等しく、今回の計画（案）についても府議会への付議は省略され、パブコメについても府民への事前の説明会は行われていません。</p> <p>「大阪市の浄水の南大阪への送水」が府民、特に大阪市民への説明と理解が重要であることを思えば、この件に関する大阪府の一連の行動は異様であり、不可解です。府の見解をお示し下さい。</p>	<p>水道基盤強化計画は、大阪府水道整備基本構想（おおさか水道ビジョン）や大阪府水道広域化推進プランの内容を具体化し、主に市町村水道事業者等の計画等に基づく取組をとりまとめた実施計画となるため、府内全水道事業者等が参加している府域一水道に向けた水道のあり方協議会において、水道事業者等からの意見を聴取し検討を進めてきたところです。</p> <p>そのため、府の政策形成過程における透明性及び公正性の向上を図ることを目的とし、計画等の案の趣旨、内容、その他必要事項を府民の皆さまに公表し、お寄せいただいた意見・情報を考慮して意思決定を行うパブリックコメントにより意見をいただくこととしました。</p> <p>なお、パブリックコメントにおいては、計画案の概要版によりその趣旨や内容をわかりやすくお示するとともに、府民の皆様からお問い合わせをいただいた際には、個別にお応えしてきたところです。</p> <p>また、旧水道法では広域的な水道整備計画の策定にあたり議会の同意が必要でしたが、改正水道法（令和元年10月1日施行）により新たに規定された水道基盤強化計画では、議会の同意に係る規定が削除されたため、付議しておりません。</p>